

法務特別セミナー in 埼玉

Part 3 争訟法務のポイント



ペリー上陸の地



横須賀軍港巡り



三浦按針墓所

2022.11.14

関東学院大学法学部

津軽石昭彦

第3部の内容

- ①事前手続としての行政対応(多くは行政手続)
(テキスト第3章)
- ②事後救済手続としての行政不服審査、行政事件
訴訟対応(テキスト第4章)

{質問}

・行政に関わる訴訟は、なぜ発生するのか

1 自治体の日常業務における法的リスク

(1) なぜ、自治体に関する訴訟が発生するのか

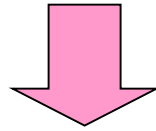
**民間⇒公序良俗に反しないかぎり自由
(契約自由の原則)**

しかし、

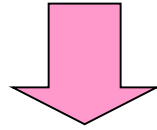
行政⇒法による行政(法治主義原則)

**なぜ、「法による行政」でなければならないか
(手続ルールがなぜ必要か……)**

住民の権利保護からみると



手続ルールがないと⇒ 全くの行政の自由裁量



行政の自由裁量だと、たとえば公権力行使に対し
⇒ 不公平のおそれ、予測不能、防御困難など

そこで、手続ルールを法律で決めた。

- ・事前ルール⇒行政手続、個別法(解釈運用法務)
- ・事後救済ルール⇒行政不服審査、行政事件訴訟
国家賠償請求(争訟評価法務)

⇒ 事前手続違反を事後救済で是正するしくみ

行政における手続保障の根拠

・基本一憲法上の適正手続の保障(due process)の根拠？

手続の保障—告知・弁解・防御の保障

【憲法31条説】

第三十一条 何人も、法律の定める手続によらなければ、その生命若しくは自由を奪はれ、又はその他の刑罰を科せられない。

【憲法13条説】

第十三条 すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。

【折衷説】

憲法13条と31条を補完的に考える

日常業務での法律関係の争訟

・公法上の関係

行政処分(申請に対する処分、不利益処分)

届出

行政指導 etc

⇒行政不服審査、行政事件訴訟、国家賠償

・私法上の関係

契約(物品購入、委託 etc)

⇒民事訴訟

2 自治体の行政手続に関わる訴訟

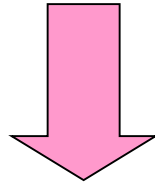
(1) 行政指導

⇒ **市民とのコミュニケーション**

⇒ **行政指導に該当する場合も多い**

行政指導とは

- ・行政機関がその任務又は所掌事務の範囲内において一定の行政目的を実現するため特定の者に一定の作為又は不作為を求める**指導、勧告、助言その他の行為であって処分に該当しないもの**をいう(行政手続法2条6項)



- ・かなり、*広範な内容*
- ・*日常業務で頻繁に行われている*

個別の行政指導に該当する可能性のあるもの

【例】

●法令等の根拠のないもの

- ・立入検査、報告徴収等に伴う口頭指導
- ・窓口での種々の教示
- ・事前相談での助言指導(orアドバイス) など

●法令等の根拠のあるもの

- ・勧告
- ・要請
- ・改善計画に伴う指導
- ・補正の指導 など

行政指導の作法

- ・任意性の原則（行手法32条1項）
- ・不利益取扱いの禁止（行手法32条2項）
- ・指導の内容、責任者の明示（行手法35条1項）
- ・指導の根拠条項、その要件、要件の適合理由（行手法35条2項）
- ・求められた場合の文書交付（行手法35条3項）
- ・法律（条項）に不適合の指導の中止を求められた場合の措置（行手法36条の2）

相手の意に反する行政指導は違法！

{事実}

- ・建築主事A氏は、B建設からのマンション建設の建築確認申請を審査するに当たり、近隣住民との反対があるので話し合いをするように指導した。(建築確認期間は35日以内)
 - ・B建設は、当初、A氏の指導に従い、十数回、住民との話し合いをしたが、まともらず、Bは「これ以上Aの指導に従えない」と主張
 - ・Aは、それでも建築確認をせず、指導を継続した。
- (判例) 相手が不服従の行政指導継続は違法
(参考:最判昭60.7.16 品川区マンション事件)

行政指導の勧告も処分性が認められる場合も！

【事実】 Xは、病院開設を計画し、医療法に基づく病院開設許可申請を行った。申請を受けたY(富山県知事)は、Xに対して、当該病院設置を計画している医療圏の病床数は、地域医療計画に定める必要病床数に達しているため、医療法に基づき病院開設の中止勧告を行った。この勧告に従うことを拒否したため、Yは病院開設を許可したと同時に「中止勧告にもかかわらず病院を開設した場合には、厚生省通知において、保険医療機関の指定を拒否することとされているので、念のため申し添える。」と記載された文書を送付した。そこで、Xは、上記病院開設中止勧告の取消を求めて出訴した。第1審、第2審は処分性を否定したので、Xは上告した。

**【判旨】一部破棄自判、一部上告棄却 医療法に基づく
病院開設中止勧告は、医療法上は当該勧告を受けた者が任意に従うことを期待された行政指導ととして
定められているが、当該勧告に従わない場合には、
相当程度の確実さをもって病院を開設しても保険医
療機関の指定を受けることができなくなるという結果
をもたらすものといえることができる。そして、わが国で
は、保険医療機関の指定を受けることができない場
合には、實際上、病院の開設自体を断念せざるをえ
ないこととなる。このような勧告の効果を考えると「行
政庁の処分その他の公権力に当たる行為」に該当す
ると解するのが相当である。**

(参考:最判平17. 7. 15 病院開設中止勧告事件)

要綱行政は複数人に対する行政指導

「役所内に氾濫する要綱行政」

・行政側のメリット:

- ①簡単、迅速(内部決済だけ、議会は不要)
- ②統一的な処理が可能(誰にでも平等に対応)
- ③法令の不備を補完(細かいことも規定)
- ④多くの事業者、市民も協力(一見条例に類似)

・事業者側のメリット

- ①トラブル回避(一応、行政のお墨付きを得た)

・市民側のメリット

- ①規制効果に期待(行政対応したように見える)

要綱の機能、分類

① 行政を運営していく上で基本的又は重要な内部事務の取扱いについてまとめたもの	内部監察の実施に関する要綱など
② 補助金等の交付基準や給付事務の取扱いについてまとめたもの	補助金等交付事務取扱要綱など
③ 規制行政を遂行するに当たって法令の解釈や裁量基準を内部的な規範として定めたもの	規制行政の事務取扱要綱など
④ 規制的な行政指導をするに当たってその内容をまとめたもの（指導要綱）	宅地開発指導要綱など

出典：地方六団体地方分権改革推進本部HP「条例研究室」

しかし、

「〇〇指導要綱」は行政指導の指針にすぎない
(行手法36条:複数の者を対象とする行政指導)

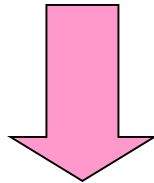


強制力はない！

ではどうするか？

⇒ 行政は住民と業者の板挟み状態

⇒ 法律要件が具備されれば許可せざるをえないか



【アイデア①】

・許認可の審査基準に埋め込む⇒法令解釈の範囲内で

【アイデア②】

・要綱を条例化する⇒直接、法律にリンクできない

参考：神奈川県、高知県の土地利用調整条例

要綱違反を理由に不許可処分にできない！

{要綱に基づく行政指導に従わないことを理由とした不許可処分が違法とされた事例}

【事実】

- ・産廃業者Xは法定要件を具備しており産廃施設設置許可申請をY(北海道知事)に申請した。
- ・Yは、釧路市と公害防止協定を締結しないなど、指導要綱に従わず、不許可とした。

【判例】

- ・多くの市民が反対する中、住民同意を求める行政指導に従わなかったことにXの権利濫用が認められないことから当該処分は違法

(参考: 札幌高判平9.10.7 釧路市産業廃棄物処理施設設置不許可事件)

要綱は強制できない！

{要綱による指導が公権力行使とされた事例}

【事実】

- ・市がマンション建築しようとする事業主に対して指導要綱に基づき教育施設負担金の寄付を求めた。
- ・指導要綱が、従わない事業主には水道の給水拒否するなどの制裁措置を規定し、事実上、負担金を強制。

【判例】

- ・これは義務を課することを内容とするものであつて、行政指導の限度を超え、違法な公権力の行使に当たる。

(参考:最判平5.2.18 武蔵野市教育負担金事件)

(3) 届出を考える

届出とは

{質問}

・届出と許認可の違いを述べよ。

届出とは

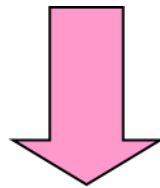
行政庁に対し一定の事項の通知をする行為（申請に該当するものを除く。）であって、法令により直接に当該通知が義務付けられているもの（自己の期待する一定の法律上の効果を発生させるためには当該通知をすべきこととされているものを含む。）をいう。

（行手法2条7号）

届出の効果

行手法第37条

届出が届出書の記載事項に不備がないこと、届出書に必要な書類が添付されていることその他の法令に定められた届出の形式上の要件に適合している場合は、当該届出が法令により当該届出の提出先とされている機関の**事務所に到達したときに、当該届出をすべき手続上の義務が履行されたものとする。**



書類の受理や返戻の概念がない
(行政側の理由で受取を拒否できない。)

実定法上の届出の種類

①単なる事実の届出が義務付けられたもの（生活保護法第61条など）

②届出後に行政作用が授権されているもの

(i)届出を受理した後の一定期間内に勧告や命令をなす権限を付与したもの（浄化槽法第5条第2項及び第3項（浄化槽の設置届）、大気汚染防止法第9条（ばい煙発生施設）、土壤汚染対策法第12条第4項（指定地の変更）など）

(ii)私人による事実の通知により得られた情報に基づく事後監督作用を授権したもの（風俗営業法第33条第1項（深夜種類提供飲食店営業）、第34条など）

(4) 行政処分を考える

行政処分とは

{質問}

- ・行政処分には、どのようなものがあるのか述べよ。
- ・行政処分の特徴を述べよ。

通常、行政処分と言われているものは次の2種類に分類される

①申請に対する処分（許認可といわれているもの）

②不利益処分（いわゆる処分といわれているもの）

行政処分の特徴

- ①行政機関と私人間で発生
- ②法令、条例等が根拠
- ③行政が一方的に行使（公権力行使）
- ④無効な場合、取消した場合を除き、効果は有効
- ⑤行政事件訴訟（取消訴訟）の対象

ア 申請に対する処分とは

・ **申請**：法令に基づき、行政庁の許可、認可、免許その他の自己に対し何らかの利益を付与する処分（「許認可等」）を求める行為であって、当該行為に対して行政庁が諾否の応答をすべきこととされているもの

（行手法2条3号）

・ **処分**：行政庁の処分その他公権力の行使に当たる行為をいう

（行手法2条2号）

「申請に対する処分」を適正に行うために必要なこと

- ①審査基準を定めて公にすること(義務づけ)
⇒窓口常に備え付け
- ②標準処理期間を予め定めておくこと
- ③速やかな審査、許可or不許可の応答
- ④理由の提示(求めにより文書で提示)
- ⑤情報提供(審査の見通し、申請書の記載方法等の情報)
- ⑥必要に応じた公聴会の開催

・審査基準を知らないと違法！

{審査基準の不周知が違法とされた事例}

- ・個人タクシー事業申請者Xは、審査基準（当時は内部基準）の一部に該当しないため却下処分となった。
- ・許可権者Y（東京陸運局長）の聴聞担当官は、基準を知らずに、Xに確認を怠った。
- ・審査基準の適用上必要とされる事項について、聴聞等で申請人に対して主張と証拠提出の機会を与えなかったような審査手続は、瑕疵あるものというべく、本件却下処分は違法

（参考：最判昭46・10・28 個人タクシー事件）

・審査基準、理由の非公表は違法！

{審査基準の非公表、不許可理由不開示が違法とされた事例}

- 中国の医学校を卒業したXは、Y(厚生大臣)に対し医師国家試験の受験資格認定申請をしたが、却下処分を受けた。Xは、申請に先立ち、担当官から提出書類一覧の交付を受けたが、審査基準は公開されず、その後処分理由も示されなかった。このような重要な手続を履践しないで行われた処分は、違法な処分とされた。

(参考：東京高判平13・6・14 中国人医師国家試験拒否事件)

・申請書の返戻は違法！

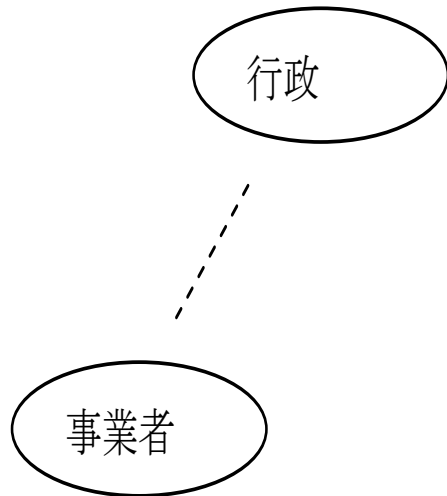
{演習5}

- ・某市では産廃施設建設計画が持ち上がった。
- ・近隣住民からは反対運動が持ち上がった。
- ・業者は不備のない申請書を県に提出した。
- ・地元の反対運動を配慮した県は、住民との協議が不十分として、申請書を業者に返戻した。
- ・廃棄物処理法の審査基準に「地元同意」はない。
- ・この申請書の返戻についてどう考えるか？

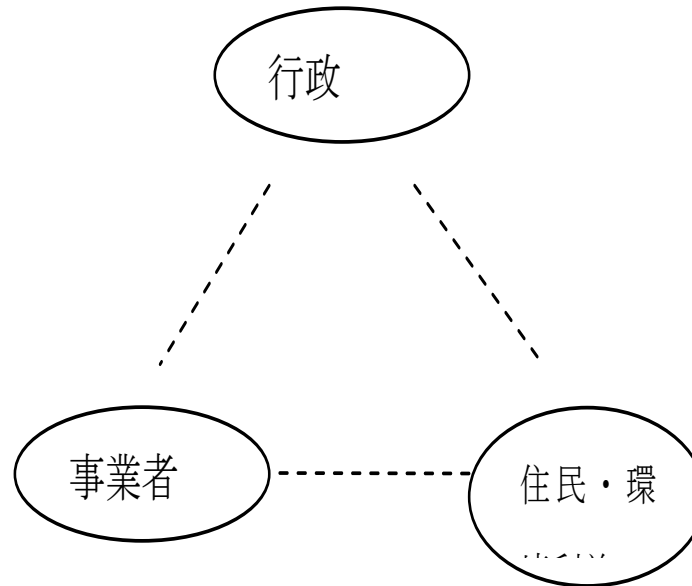
許認可の三極関係⇒許認可に近隣住民の利害が関係する場合(大規模な施設設置など)

行政の二極関係と三極関係

(1) 二極関係



(2) 三極関係



・許可条件の法的性格—解除条件ではなく負担—

(事実)Xは、Y(兵庫県知事)に対し公衆浴場許可を申請したが、220メートルとの条例に基づく制限距離内にすでに既存事業者(A)が経営する公衆浴場があったので、不許可にした。Xは、Aに対する許可書に「許可の日より1年以内に釜の構造を送り込み式に改造すること」などの記載があったにもかかわらず、Aがこの義務を怠ったため、Aの許可に対する解除条件が成就した等の理由を挙げ、Aに対する許可は失効しているので、Xの不許可処分は違法である等の主張をして、無効確認を求めて出訴した。第1審でXの主張が認められなかったので、Xが控訴した。

(判旨)控訴棄却。一般に条件という用語は期限や負担を意味するものとして使用されることが多く、単に記載のみで解除条件と解することはできないし、兵庫県においては従来から同種の条件を附して許可を受けながら期間内に履行しないまま営業を継続していた例が多数あり、県当局も期限の経過とともに営業許可が失効すると解することなく、猶予期間を与えてさらに改良工事を催告し、完成せしめる方針をとっていたことが認められ、このような事情のもとにおいては、右の許可の条件は、営業許可に付随して改造の義務を命じた負担に過ぎず、解除条件ではないと解するのが相当である。

(参考:大阪高判昭46.37.4.17(行集13巻4号787頁(公衆浴場釜改造義務違反事件))

イ 「不利益処分」とは

- ① 処分基準を定め**原則として**て公にすること
- ② 意見陳述の機会を付与すること
- ③ 理由の提示（文書で処分する場合は理由も文書で提示）

「処分基準」は公表すべきか

- 不利益処分の場合、公表は努力義務
- 公表の方法は許認可の審査基準と同様
- なぜ努力義務か？

⇒すべてを公表することが実務上支障を来たす場合などは非公表でも可とされる。

- しかし、積極的に公表した方が違反抑止効果がある場合も

⇒運転免許の点数制など

「弁明の機会の付与」には2パターンがある

- パターン1:「聴聞」

⇒①許認可の取消し、②資格・地位の剥奪
③その他必要と認める場合（通常は重い処分）

- パターン2:「弁明の機会の付与」
（通常は弁明書の提出）

⇒上記の①～③の場合以外

「聴聞」と「弁明の機会の付与」の違い

手続ルールの内容	聴聞	弁明の機会の付与
審理原則	口頭審理主義	書面審理主義
通知義務	○(15条1項)	○(30条)
処分基準の設定要請	○(12条1項)	○(12条1項)
理由の提示義務	○(14条1項)	○(14条1項)
教示を受ける権利	○(15条2項)	×
文書など閲覧請求権	○(18条)	×
口頭による意見陳述	○(20条2項)	×
公正な聴聞を受ける権利	○(19条)	×
報告書等の参酌義務	○(24条1項・3項、26条)	×

・席の配置

主宰者

聴聞を受ける者

行政担当者

証拠物品等

・「聴聞」の流れ

1. 開 会

2. 人定質問(対象者に確認の質問)

3. 事実確認

①処分に該当する事実、該当法令の説明

②対象者に確認の質問

③意見陳述

④質疑応答

4. 証拠書類等提出

5. 閉 会

「聴聞」の際の実務上の留意点

①聴聞はあくまでも、処分の相手側の意見陳述の機会であること。

⇒違反事実への見解を質し、心証を得ることが目的。処分を決めつけた態度は不可

②相手側に違反事実と根拠法令を明示し反論しやすいよう配慮すること。

⇒違反事実と該当法令を個々に丁寧に説明

③行政庁の物的証拠を用意すること。

⇒指導記録の文書化、現場写真、検査データ等

④公正な態度で相手側の主張を十分にさせること。

⇒聴聞主宰者は処分に関与していない幹部（別な課の課長など）が望ましい

・審議会の審理に重大な影響を与える手続違反は違法

{審理手続の瑕疵が審議会の結論に重大な影響を与える事由がない限り違法とされない事例}

- 一般乗合旅客自動車運送事業の免許に関し、運輸審議会の公聴会における審理手続で、申請者に主張・立証の機会を十分に与えなかったという瑕疵がある場合においても、仮に運輸審議会がこのような機会を与えたとしても申請者において運輸審議会の認定判断を左右するに足る資料及び意見を提出しうる可能性があつたとは認め難い事情があるときは、運輸大臣の免許の拒否処分を違法として取り消す事由とはならない。

(参考: 最一小判昭50.5.29 群馬中央バス事件)

「理由提示」の際の実務上の留意点

・理由提示の機能

- ①行政庁の判断の慎重・合理性を担保する恣意抑制機能
- ②相手方に処分理由を知らせることにより不服申し立てに便宜を与える機能
- ③相手方に対する説得機能
- ④決定公開機能

・手続的に適正に理由提示をすること(②、④から)

⇒迅速、明解、書面が原則、不服申立の便宜

・内容的に適切な理由提示をすること(①、③から)

⇒合理的、公平、該当条項の提示のみでは不可

・**判例**:理由付記に瑕疵がある場合は処分の取消原因、理由の追加も不可(最判S38.5.31)

・不利益処分通知書の理由不備は違法！

{違法とされた事例}

- Aは建築士法による一級建築士免許取消処分を受けたが、処分の理由として、名宛人が、複数の建築物の設計者として、建築基準法令に定める構造基準に適合しない設計を行い、それにより耐震性等の不足する構造上危険な建築物を現出させ、又は構造計算書に偽装が見られる不適切な設計を行ったという処分の原因となる事実と、同項2号及び3号という処分の根拠法条とが示されているのみだった。

- これに対して、複数の懲戒処分の中から処分内容を選択するための、処分基準の適用関係が全く示されていないなどの状況では、名宛人において、いかなる理由に基づいてどのような処分基準の適用によって当該処分が選択されたのかを知ることができず、違法である。

(参考:最三小判平成23年6月7日 一級建築士免許取消処分等取消請求事件)

「理由提示」の内容をどこまで記載するか？（質問事項）

・理由提示の必要条件

一級建築士免許取消等取消請求事件（最判H23.6.7）

①「処分の原因となる事実」

②「処分の根拠法」

③「処分基準の適用関係」

〇〇市 達 第…号
住 所
氏 名

〇〇法第〇条の規定により、△△を命じます。

××年×月×日

〇〇市長……

（理由）

…は、…をした。このことは、（処分基準）に当たり〇〇法第…条に規定する〇〇に該当する。

●不利益処分類似の効果をもつ「公表制度」

①「公表」は行政処分ではないが、同様な効果を持つ場合も。

⇒行政手続法(条例)の対象外だが、不適正行為の実名公表の場合、羞恥心を抱かせることにより不利益処分と同様な効果がある場合もある

②十分な事実確認と、できれば弁明の機会を供与。

⇒公表は一発勝負。間違うと修復できない。

③行政庁の物的証拠を用意すること。

⇒指導記録の文書化、現場写真、検査データ等

④公表に関する基準を設けることが望ましいこと。

⇒頻繁に発生する事案については公平性の見地から公表基準の設定が望ましい。

3 自治体の日常業務(行政手続以外)に関わる訴訟

(1) 計画行政(土地利用関係)

①規制計画

(例:都市計画法における都市計画区域の設定、市街化区域と市街化調整区域の区分、地域地区の設定など)

⇒指定区域内の一定行為が許認可対象

⇒許認可が争訟対象となる

②事業計画

(例:土地区画整備事業:計画決定段階では施行区域内の建築制限が課されるが、そのあと換地計画が認可されると(土地区画整理法86条1項)、仮換地の指定(同法98条1項)、建築物の移転、除却(同法77条)、換地処分(同法103条)などの後続する手続が行われ、権利関係が確定される)

⇒権利関係が確定するまで時間を要する

⇒以前は事業計画は処分性なし(青写真判決)

⇒事業計画が決定後は、後続の手続が進行し、権利関係が確定する前に争訟できない。

・土地区画整理事業計画の処分性が認められた事例

(事実)Y(浜松市)は、鉄道の高架化と併せて駅周辺の公共施設の整備改善等を図るため、土地区画整理事業を計画した。これに対してX(土地所有者)らは、本件土地区画整理事業は公共施設の整備改善及び宅地の利用増進という法所定の事業目的を欠くものであるなどと主張して、本件事業計画の決定の取消しを求め出訴した。第1審、第2審は、土地区画整理事業の事業計画は、当該土地区画整理事業の基礎的事項を一般的、抽象的に決定するものであって、いわば当該土地区画整理事業の青写真としての性質を有するにすぎないとして却下

(判旨)破棄自判、市町村は、土地区画整理事業の事業計画が決定されると、事業計画により具体的な事業がそのまま進められ、施行地区内の宅地について換地処分が当然に行われることになる。

換地処分を受けた際に宅地所有者等は、当該換地処分等を対象として取消訴訟を提起することができるが、その時点で当該換地処分等を取り消した場合には、著しい混乱をもたらしかねない。事業計画の適否が争われる場合、実効的な権利救済を図るためには、事業計画の決定がされた段階で、これを対象とした取消訴訟の提起を認めることに合理性があるというべきである。

(参考:最大判平成20.9.10(浜松市土地区画整理事業計画事件)

(2) 施設管理(公立学校事故)

ア 教育活動の公権力性(国賠法1条1項の該当性)

- ①狭義説(非権力的行為は当たらないとするもの)**
- ②広義説(非権力的な行政活動を含めた公行政活動全体が含まれるとするもの)**
- ③最広義説(私経済作用を含む国、自治体の活動が含まれるとするもの)**

の3つの考え方があるが、学説でも広義説が現在では広く支持され、判例も、この考え方が大勢といわれている。

・学校での教育活動が公権力行使と認められた事例

(事実)Y市立中学校のプールで体育の授業中、教師Aの指導の下に水泳の飛び込みの練習をしていた。その授業において、生徒Xは、教師Aの指示に従い助走して、スタート台から踏切ったところ、バランスを失い、頭部から入水し、プールの底に頭部を激突させ、重篤な後遺症が残った。Xら(原告、被控訴人、被上告人)は、Y(被告人、控訴人、上告人)を相手取り損害賠償請求を提起した。第1審は、市立中学校における教育作用は、国家賠償法1条にいう「公権力の行使」に当たり、教師Aは、飛び込みの指導において高度の注意義務を負っていたにもかかわらず、注意義務を怠ったとして、Xの請求を認めた。第2審でもAの注意義務違反を認め、第1審判決を支持したため、Yが上告したものである

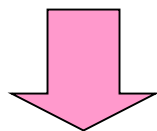
(判旨) 国家賠償法一条一項にいう「公権力の行使」には、公立学校における教師の教育活動も含まれるものと解するのが相当である。

教師は、教育活動により生ずるおそれのある危険から生徒を保護すべき義務を負っており、危険を伴う技術を指導する場合には、事故発生防止のための注意義務がある。本件についてこれをみるに、未熟な生徒が多く、飛び込みの指導にあたる教諭にとつて十分予見しうるところであつた。教師は、危険性を理解し、生徒に注意を喚起していたとしても、措置、配慮をすべきであつたのに、それをしなかつた点において、教諭には注意義務違反があつたといわなければならない。

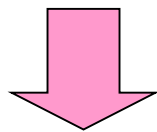
2 行政不服審査

(1) そもそも行政不服審査とは？

行政が誤った対応をしたとき(事後救済)



- ①行政不服審査(審査請求)
 - ②行政事件訴訟(取消訴訟)
 - ③国家賠償請求
- 間違いを正す
- 損害を補填する



審査請求と取消訴訟はどう違うか？

(2) 審査請求と取消訴訟

国民は不服申立前置の場合を除き、

どちらを選んでも可(自由選択主義)

	審査請求	取消訴訟
実施主体	行政庁	裁判所
対象	違法+不当	違法のみ
スピード	早い	遅い
審理方法	書面審理	口頭審理
費用	無料	裁判費用

公正性と使いやすさを求めた改正（行政不服審査法） （H26年改正、H28.4.1施行）

(1)公正性向上

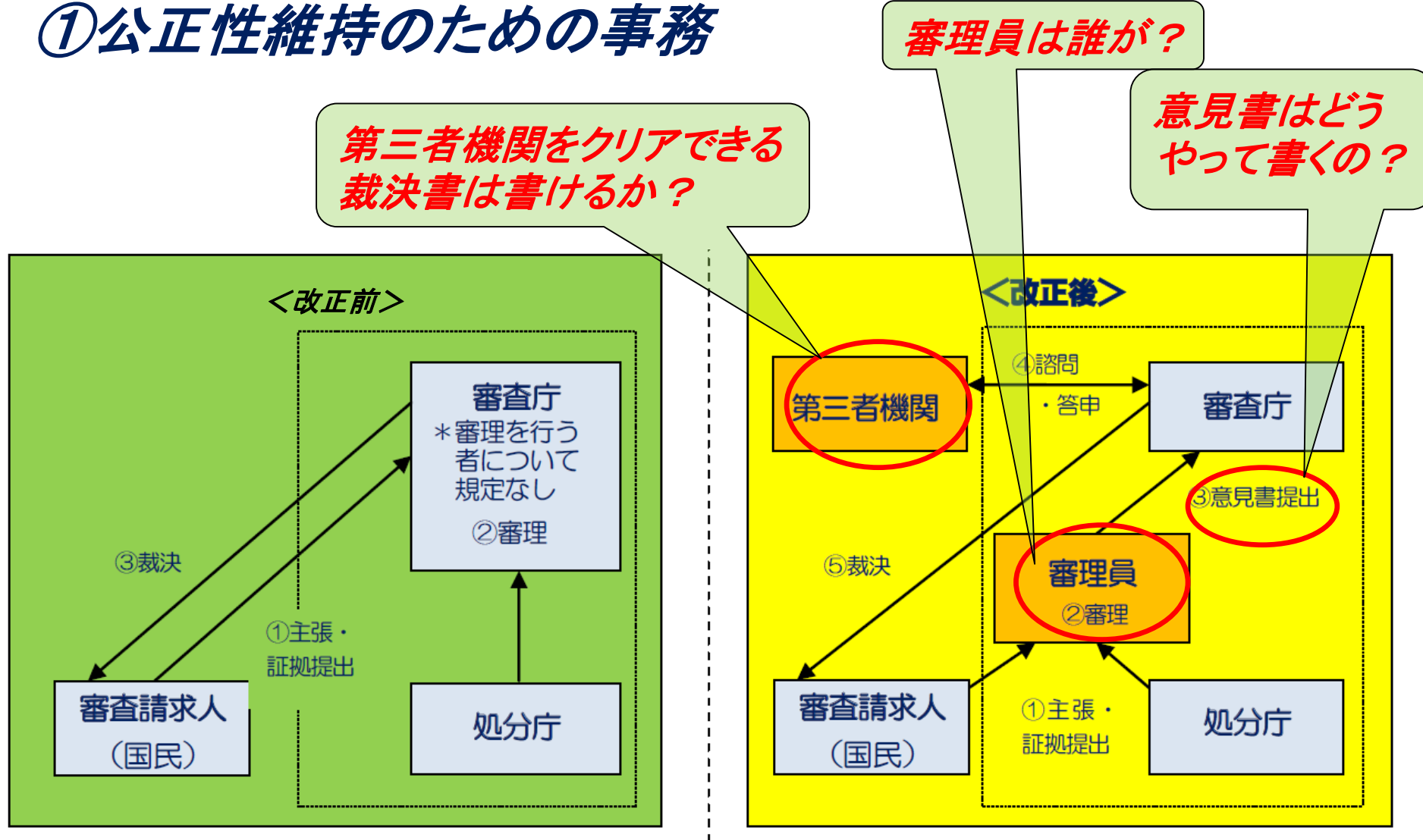
- ①審理員による審理手続の導入
- ②行政不服審査会（第3者機関）等への諮問手続の導入
- ③審査請求人・参加人の手続的権利の拡充
（証拠書類等の謄写・処分庁への質問等）

(2)利便性向上

- ④不服申立期間の延長
- ⑤異議申立ての廃止による審査請求への一元化
- ⑥審理の迅速化
（標準審理期間の設定、審理員による審理手続の計画的遂行）
- ⑦不服申立前置の見直し

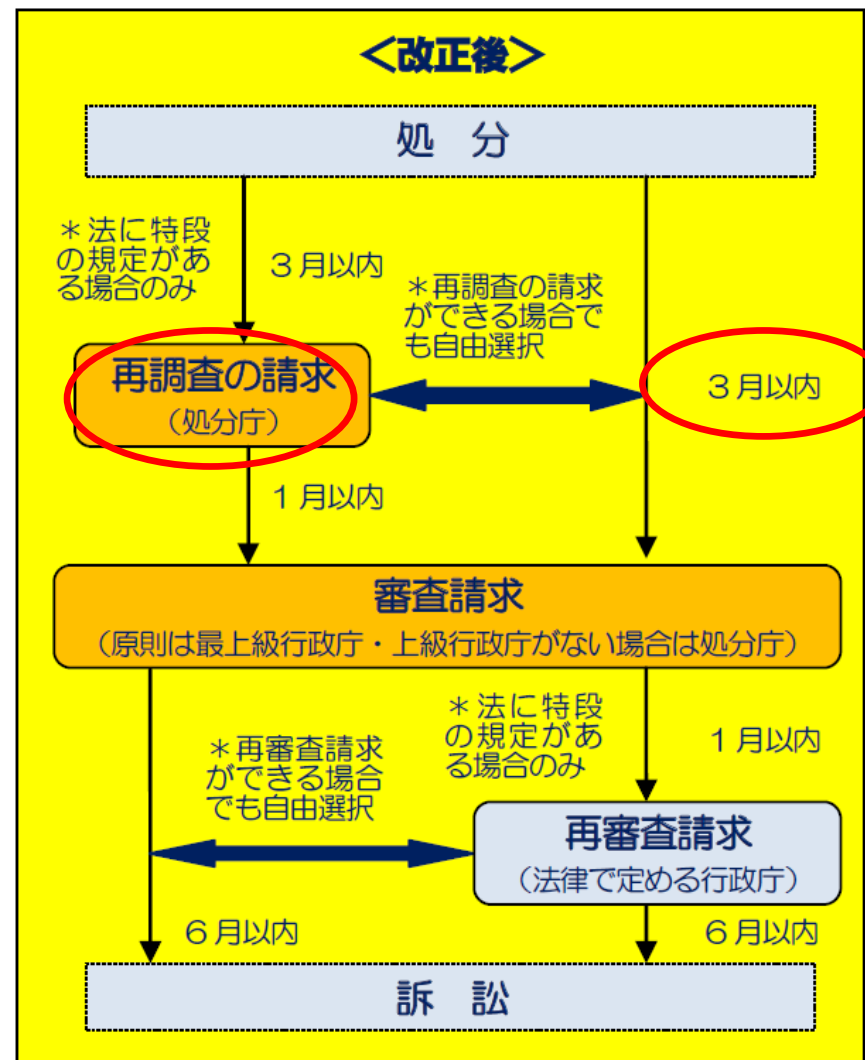
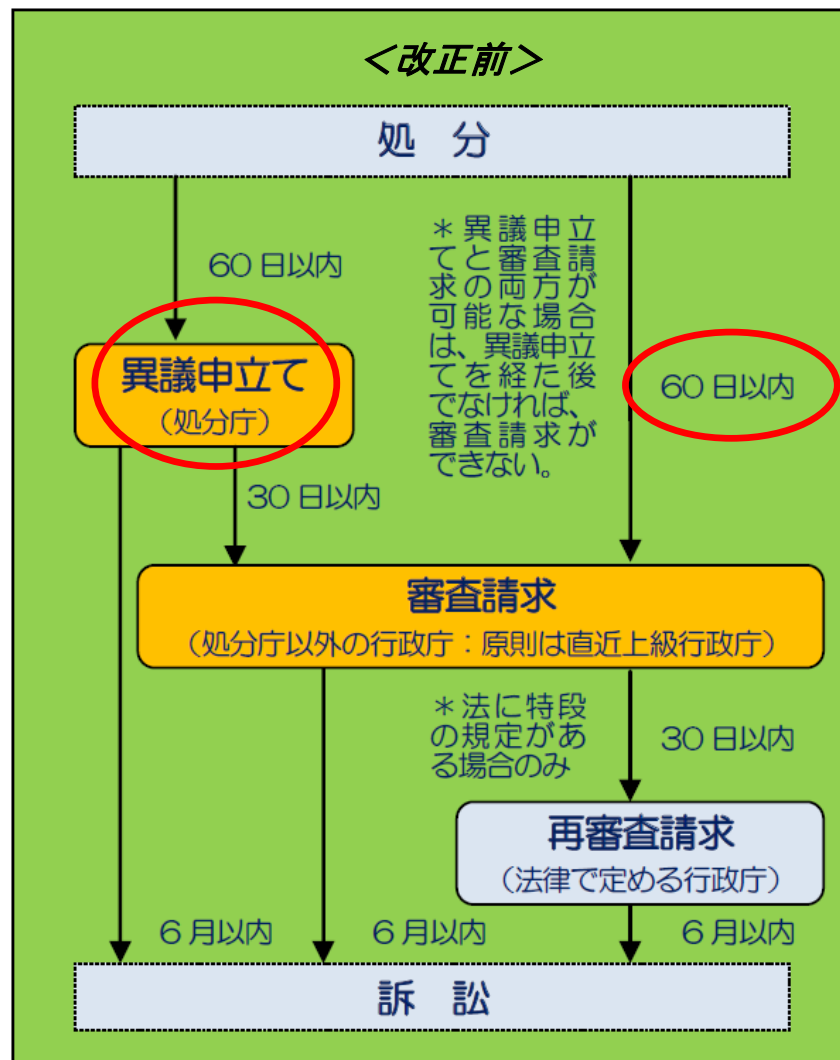
公正性と使いやすさを求めた改正⇒新たなリスクと負担

①公正性維持のための事務



公正性と使いやすさを求めた改正

②利便性向上のための事務



「審理員意見書」をどのように書くか？

・意見書の要素

- ①結論
- ②審査請求に至る事実関係
- ③審査請求人の主張
- ④処分庁の主張
- ⑤審理員意見

1 結論 ……とするのが相当

2 事実関係

いつ、だれが、何を、どのように…(双方の認めるもの)

3 審査請求人の主張

(論点ごとに整理)－証拠、反論書等

4 処分庁の主張

(論点に対する主張)－弁明書等

5 審理員意見

(論点ごとの判断、理由)

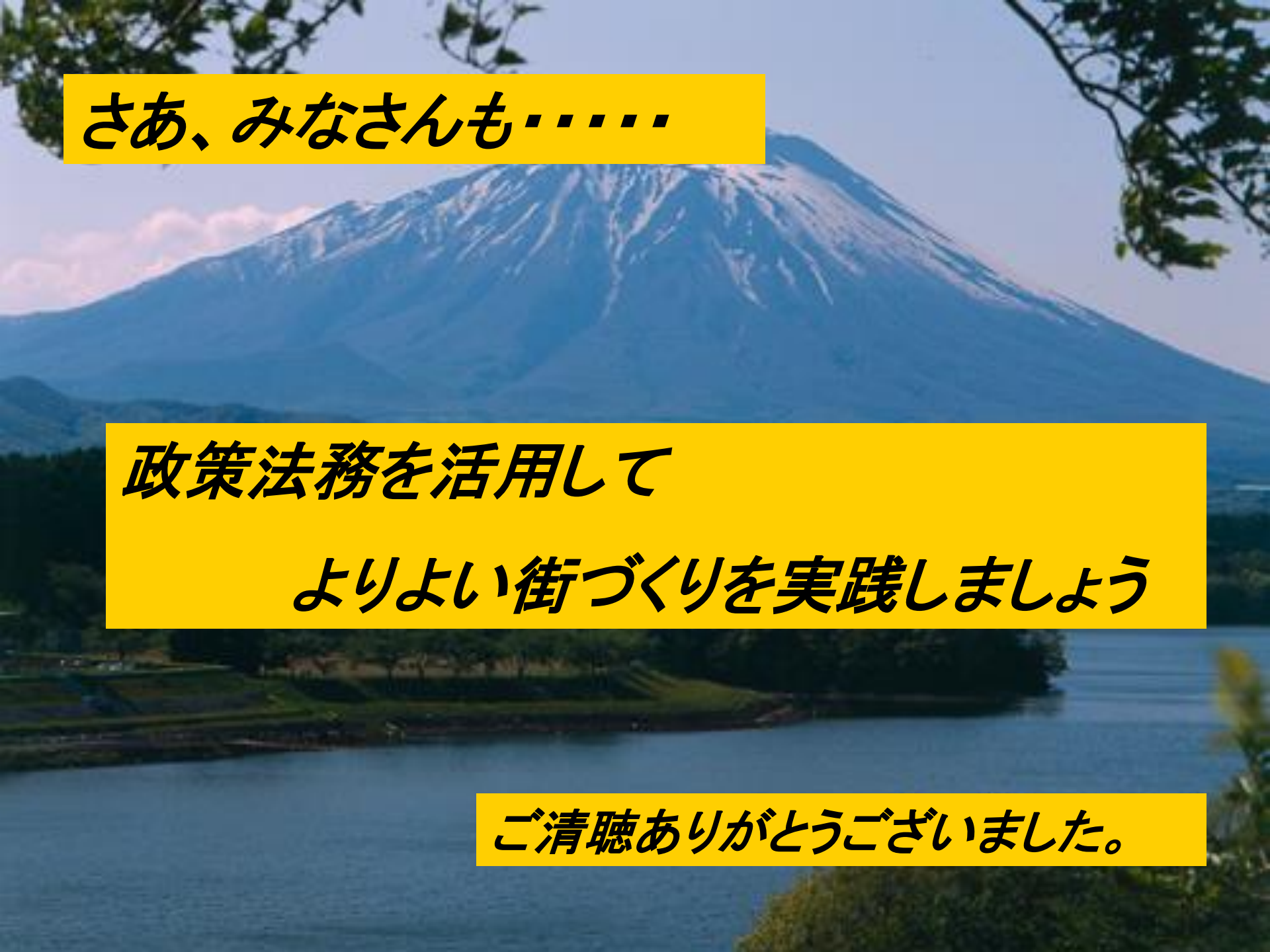
まとめ

争訟法務では、
住民と望ましい形で向き合うことが大切であり、
まずは争訟回避のためにコミュニケーションが重要である

住民ニーズに基づく課題解決にも効果が期待

住民との対話—政策法務の知識をベースにすること
により、有効な争訟展開も可能

各現場でのケーススタディの積み重ねと、
職員間で応用できる知恵(ナレッジ)の共有化を
継続的に進めることが必要！



さあ、みなさんも……

政策法務を活用して

よりよい街づくりを実践しましょう

ご清聴ありがとうございました。